

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第3回）会議録

開催日時 平成30年12月20日（木）午後6時30分～午後8時20分
開催場所 苫小牧市役所9階 第2委員会室
出席委員 栗山会長、小山田副会長、板野委員、伊藤委員、丹治委員、伴辺委員、永石委員、二瓶委員、橋根委員
欠席委員 城市委員
事務局 協働・男女平等参画室長（宮嶋）、市民自治推進主幹（中村）、協働・男女平等参画室主査（吉田）、協働・男女平等参画室主査（蔵重）
報道機関 苫小牧民報社
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（中村市民自治推進主幹） 本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催いたします。本日、城市委員は欠席ということで連絡がありましたので、報告をさせていただきます。それでは、栗山会長よろしく願いいたします。

2 会議

(1) 市民自治を考える市民ワークショップについて

●栗山会長 おぼんでございます。お忙しい中お集りいただきまして誠にありがとうございます。それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

まず、最初に会議次第(1) 市民自治を考える市民ワークショップの開催結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、それでは市民自治を考える市民ワークショップの開催結果について説明させていただきます。前回の推進会議の中で説明させていただきましたが、このワークショップは、本市における協働、市民自治の課題等について、市民目線で考える内容となっており、10月27日に開催しました。ワークショップで使用した資料のほか、開催結果の概要を資料として皆様に配布させていただいております。

概要についてですが、ワークショップの前段では、苫小牧市自治基本条例の趣旨やこの条例が制定された時代背景、本市における市民自治の取組事例について、私どもの方から説明させていただきました。その後、お招きした外部講師から「自治基本条例を市民の目線で考える」をテーマとした講演を行っていただきました。

本日お配りしている資料、会議次第の次に付いている資料で「自治基本条例を市民目線で考える」という資料を御覧いただきたいと思います。こちらの資料を1ページめくっていただきまして、「なぜ、市民自治のまちづくりなのか」、「行政の限界」とありますが、市民自治のまちづくりが必要な背景として、単に公共サービスに求められるものが多様化、複雑化しているだけではなく、行政だけでは解決できない課題が増えてきているということ、阪神淡路大震災を例に説明いただきました。災害が起きたときに、倒壊した建物で生き埋めになってしまった人の大部分が隣近所や地域の人々の力で助けられた。つまり、災

害が起きたときに、本当に頼りになるのは自分自身、家族、地域であるといった説明や、次のページにあります「住民の先見性」、これは、課題にまず直面するのは国や自治体ではなく、生活している市民一人ひとりであること。安全・安心に暮らし続けるためには、何が必要で何をやらなければいけないのかということを一早く実感として持って行動できるのは住民であり、それを支えるのが市民自治のまちづくりであるといった説明がありました。

資料をめくっていただきまして、「自治基本条例って何？」とありますが、こちらの方を更にめくっていただきますと、「市民自治のまちづくりの動向」というところまで資料をめくっていただきたいと思います。今後のまちづくりで大切になる視点として、情報公開から情報開示へという説明がありました。これからの時代、市民と一緒にまちづくりを進めたいといったときに、市民が一番困るのは、情報がないということで、情報がなければ判断も行動もできないため、情報を積極的に渡していくということが重要とのお話を札幌市で実際に分かりやすくまちづくりについての情報発信をしている事例を基に説明いただきました。

次の「住民参加から住民主体へ」という内容ですが、住民参加は、市が市政を運営する中で市が作った場に市民が参加するものだが、そうではなくて、これからは市民自ら判断し、自ら主体的にまちづくりの行動をするという住民主体で取り組んでいく必要がある時代になってきているという説明がありました。この住民主体のまちづくりについては、小樽市にある地区計画の提案制度という制度を使って、建物の高さの最高限度を市民が決めた事例を紹介していただきました。

次に「市民自治のまちづくりを支える熟議」という説明では、市民自治のまちづくりで、いろいろな活動をする事になれば、多くの人たちの知恵や力が必要になるということ。地域の中には、眠っている力や知恵、いろいろなものがあり、少人数でやろうと思うと限界があるが、地域のためにやろうと思っている気持ちはたくさん眠っており、それを話し合いという形で積み上げて、一緒にやっていくという体制づくりにつなげていくことが大切だという説明がありました。

講演後は、3つのグループに分かれてワークショップが行われましたが、グループごとに設定されたテーマについて議論が行われ、グループ討議の結果の発表と最後に講師からの講評をいただきました。講演やグループ討議の概要のほか、ワークショップの議論の参考とするために行った市民自治に関するアンケート調査の結果についても資料として配布しておりますので、御時間のありますときに御一読いただければと思います。

市民自治を考える市民ワークショップの開催結果についての説明は以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か御質問等はございますか。よろしいですか。それでは、次に進めさせていただきます。

(2) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて

●栗山会長 それでは、会議次第の(2) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、それでは自治基本条例の見直しについて、本日から自治基本条例の各条規定の個別検討に入っていきたいと考えておりますが、はじめに今回の自治基本条例の見直しの検討に当たり、検討の方向性ということで、栗山会長から試案をいただいておりますので、資料を配布させていただきたいと思っております。

【資料配布】

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） それでは、栗山会長の方から資料についての御説明をお願いいたします。

●栗山会長 前回の会議からですね、いろいろ個人的に検討させていただきました。最初に基本的な方針並びに議論の進め方について試案を説明させていただきたいと思います。

基本的な方針としては、自治基本条例の規定の検討に当たりましては、条例の各条文と関連する施策、制度についての検討が併せて必要だというふうに考えています。これらが条例の趣旨にしたがって整備、運用されているかについての検証、これが必要と考えています。それで、市民自治を推進するために条文を改正しなければ本市として取組を進めることが難しいという場合に限りまして、改正の提言を行いたいというふうに考えています。また、条文の改正が必要ない場合でありまして、制度上の見直しや運用における改善が必要な場合については、その旨を市長に意見として提言したいと考えております。

次に議論の進め方でございますけれども、審議については、事務局から各条文の解説と事前に委員から提出された質問事項、確認事項等に対する市の考え方についての説明を受けた後に、1条ずつ検討させていただきたいと考えています。

全条文の検討終了後に、条文自体の改正、運用の改善の必要性など、答申内容について審議したいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。試案でありますので、以上のような方針で進めていきたいというふうに考えておりますけれども、委員の皆様によろしいかどうか御確認いただいて進めたいと思いますけれども、どうでしょうか。

【委員了承】

●栗山会長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 栗山会長、ありがとうございます。ただ今、栗山会長から御説明いただきましたとおり、事務局の方から各条文の趣旨やポイント、事前に提出いただいております質問シートの質問と市の考え方などについて説明させていただきます。1条ずつ説明の終了後に、委員の皆様からは、条文の改正の必要性や条文の趣旨にしたがった運用が行われているかなどについて、御審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。委員の皆様には、苫小牧市自治基本条例質問シートを御覧いただきながら、説明を聞いていただきたいと思います。

それでは、はじめに第1条ですが、第1条は目的です。第1条では条例制定の目的を明らかにし、まちづくりの基本原則、市政運営の原則、市民、議会、市長及び執行機関の役割や責任をこの条例で明らかにするとしています。1条については、以上です。

●栗山会長 はい、それでは第1条に関しまして、御意見等があればお願ひをいたします。よろしいでしょうか。それでは、第2条にまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第2条は定義です。この条例で規定されている「市民」及び「市」の定義を明らかにしています。この条例で規定されている市民の定義には、市内に住んでいる人だけではなく、市内で働いている人、市内に通学している人、市内で事業活動や社会活動を営む法人や団体も含まれています。また、市とい

う表現には、議会も含まれています。

第2条では、「市民」の定義で「その他団体」に町内会等は含まれますか。」という御質問をいただいております。この回答ですが、「市内で活動している団体も含まれるので、町内会等も苫小牧市自治基本条例の市民の定義に含まれます。」

第2条の説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。それでは第2条に関しまして、御意見等があればお願いをいたします。よろしいですか。それでは、第3条へまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 第3条は基本原則です。市民自治のまちづくりを推進するため、「情報共有」、「市民参加」、「協働」をまちづくりの基本原則としています。

第3条では、協働の原則について、「それぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること」を市民と市が相互に確認や認識した上で、協働の取組が行われていますか。」という御質問をいただいております。この回答ですが、「協働の取組については、市民も市もこの条例の趣旨を十分に理解した上で進めていくことが、大切だと考えていますので、今後もこの条例の趣旨を市民にも市職員にもお知らせしていくことで、協働の原則に基づいた協働の取組を着実に進めていくことが必要だと考えています。」

説明は以上です。

●栗山会長 はい、それでは第3条について、御意見等があればお願いをいたします。板野委員、町内会の立場としてはどうですか。

●板野委員 ちょっと対等な関係で協力というところについては、今、私も十分理解をされてないし、それから関係町内、複数の関係の町内会には会長の意見も伺ってみたいんですが、こういう本当にこういうような表現でいいのかという、町内会としましては、やっぱり対等というか、どちらかという行政主導のもとに町内会を運営しているのが実態なんですよ。その実態は町内会から言えばそういう関係にあるんですが、それを「対等な」という表現でいいのか。その前に、それで町内会ですね、前回の質問の中で、「町内会というのは、この団体に含まれてますか。」という質問したのも、これ、私なんですが。それからすると、ちょっと私、不勉強なものですから、いまいち行政と対等な関係ということについては、理解、私は乏しいですが、今日はそこで勉強して帰ろうと思ってまいりました。

●栗山会長 永石先生、どうですか。

●永石委員 協働という言葉の意味に、今の御質問だと一般的なものとすれば、何というか、市政に対して共通の目的に向かってともに力を合わせるという意味であるのであれば、役割分担するのは対等である必要は必ずしもなくてもいいのかもしれないですね。今は実態がそれこそ行政主導で、それに何と申しますか、町内会が合わせてサポート、サポートと言ったら余りにも受け身的過ぎますけれども、それに対して場合によっては意見を述べたりとか、あるいはまた具体的な現場でそういうふうに協力するとかというのであれば、恐らく役割を分担するというニュアンスというのが実態ではなかろうかなという、今、お話を聞いていますと思ったんですけどね。

●板野委員 先生、サポートということでした、実態はね、むしろ町内会というのはサポート的な僕は立場でないのかなという、今もそういう認識を持っていますね。

●永石委員 はい、そうしますと、今度の質問は、おっしゃるように、対等な形で位置付けるという。要するに余りにも住民というものが前面に出ちゃうと行政が見えなくなってしまうという側面も、今回、私、いろいろこれまでもらった資料を見てると、行政は何するんだろうなというようなニュアンスを受け取ったこと、感じもあったんで、その辺の協働の意味をどう位置付けるのかって、結構、大事なのかも分かんないかなと思ってますけれども。

●栗山会長 小山田副会長どうですか。

●小山田副会長 まさしく自治基本条例の根幹のところですよ。

●永石委員 ええ。

●小山田副会長 別に主従関係というよりも地域をよくしたいという気持ちでは協働ということ、いいんじゃないかなと思うんですけどね。

●永石委員 協働です。ですから対等という意味じゃなく、共に役割を分担するというんであるのであれば、何も問題ないんですけども、ここで「対等」という言葉入れちゃうと、何か、何といいますかね、ちょっと微妙な実態とのずれが起こったりとかいうようなことが起こってくる場合が、

●小山田副会長 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ協働して対等に協力してというような方が何かすっきりはしますね。

●永石委員 ええ。

●小山田副会長 対等という言葉を使うと主従ということとの対比でどうしてもどっち寄りだという話が頭の中に浮かぶんで。

●永石委員 そうですね。

●栗山会長 ただ、これ、昔あれじゃないですかね。町内会は行政の下請じゃないよという意味で入れたかったんじゃないですかね。

●小山田副会長 ああ、そうですね。そういう暗黒な時代がね。

●板野委員 ああ、そういうものなんですか。

●栗山会長 昔は下請でね、やってた感じがあったけど、そうじゃないよという、独立した機関だということなんじゃないですかね。

●小山田副会長 もともとコラボレーションという協働という意味には、対等というのは入ってるんですね。

●板野委員 ああ、そうですか。いや、皆さんが御異議なければ、私は十分でございます。今日はそんな質問してみたんですけど、勉強して僕は帰りたいと思ってたものですから。私は結構でございます。

●永石委員 いわゆる市民の方に主体性をもう少し持たせるという意味ですよね。

●栗山会長 そうだと思うんですね。それで入れたんじゃないかなと思ってますけどね。結構、下請的に使われる場合が多いので、そうじゃないよという意味合いが、前回、これを決めたときの気持ちだったと思うんですけどね。

●板野委員 分かりました。理解いたしました。はい。

●栗山会長 よろしいですか。

●板野委員 はい、結構でございます。

●栗山会長 それでは、次、第4条に進んでよろしいでしょうか。じゃあ、4条お願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第4条は情報提供及び情報公開です。まちづくりの基本原則の一つである情報共有を推進するため、情報提供と情報公開を掲げています。また、情報を開示する制度については、情報公開条例で定めています。まちづくりの情報を市民に提供する方法は、市ホームページ、広報とまこまい、市フェイスブック、住民説明会、出前講座、まちかどミーティングなど、多様な方法により行われています。説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。次に、この4条に関しまして、皆様から御意見をいただきたいと思っておりますけれど、よろしく願いいたします。

情報提供に関しまして、情報公開に関しまして、市の市民の立場から公募の委員さん、まず二瓶さん、どうですか。

●二瓶委員 市は情報をたくさん提供してくださっているとは思いますが、私もそうだったんですけど、市民の方が受ける体制になってないなというのは物すごく感じていて、そこを何かつなぐ、何だろう、もっとうまい工夫みたいのがあったらいいなとは感じますね。

●栗山会長 橋根さん、どうですか。

●橋根委員 そうですね、もうちょっと市民が興味を持つようなまちでないと、もっと近づかないと駄目なんじゃないかなとは思っています。

●栗山会長 小山田副会長どうですか。

●小山田副会長 情報、情報だけ見るとね、ちょっと硬いイメージなんですけど、まちづくりに関する情報というふうなことが入っていると、少し見え方が違うのかなというようなことだと思いますね。

●栗山会長 まちづくりに関する情報、これ、まちづくりに関する情報って事務局の方でどういうふうな、

●小山田副会長 定義というかね、カテゴリーというかね。

●栗山会長 分かりませんか。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まちづくりに関する情報って、要は市政全般に関する情報というイメージですが、まちづくりということはソフトの意味でまちづくりと言われることもありますし、ハードの意味もありますけれども、そういう限定したという情報ではなくて、市政を運営していく中においては、市政に関連する市の持っている全てのあらゆる情報については、基本的には市民が持っている情報であるというような考え方が前提にあって、それは、当然、市役所で独占するものではなくて、当然、同じ情報を得た中で判断をして、市民にも判断をしていかないとまちづくりも進まないということが、そういう前提での情報ということです。

●小山田副会長 そうするとね、発信の仕方というか、アナウンスというか、プッシュの方と、それから受ける方のアンテナ、レセプターというかね。何を必要と。必要としてる情報が見えるかどうかという歩み寄りというか。自分がやっぱり、先ほど橋根さんおっしゃったように、そこら辺り、もうちょっとね。ソフトで柔らかくてつながるような工夫はないかなという感じはしますけどもね。「いや、公開してますよ。」「出してますよ。」って、市民は自分たちが必要と思ってる情報が手に入らない、入りづらいと思っていると。この辺が少しどうにかしたいなという感じがしますね。何かいい方法ないですかね。

●栗山会長 難しい問題ですね。広報の作り方をどうするかで、今、民間委託したりしてるのを例えば何か違う人も入れたりという、あり得るのかなと。

○事務局（中村市民自治推進主幹） ちょっと広報に限定したお話ではないんですけど、いろいろ毎年、いろんな方法で改善はしてきている部分なのかなとは思っていますので。平成27年のときに戦略広報という指針を市の方で出して、どういうふうに情報伝えていったらいいのかということの検討をしていた時期もありますので。毎年毎年、徐々に変わってきてる部分がありますので、そういう中で、本当に、今後もですけども、どういうような情報の出し方がいいのかというのは工夫していく必要はあるかなと思います。

●小山田副会長 そうですよ、いわゆる物売りの世界では完全プッシュ、来ますよね、いろんな情報がね。そこまでいなくても何かこう。アメリカの場合の例でちょっと申し訳ないんですけど、教会、日曜日の安息日として礼拝に行くという、地域の方がほとんど行くわけですよ。あそこでいろんな地域の話が出るんですよ。それは非常にいいやり方だなと思うし、日本でカントリークラブというとゴルフ場のことだと思いますけども、違うんですよ、集会所なんですよ。それから、子供たちはボーイスカウト、ガールスカウ

トでずっと小さいころから地域のこと学んでますから。今、アメリカは表面から見たら余り分かりづらいんですけど、そうやって地道に地域の情報ってやりとりできるようになってるんですよ、仕組みとして。何かね、そんなふうなものをそろそろ考えてもいい時期なんじゃないかなって感じがしますけどね。

●栗山会長 町内会でも、大分、フェイスブックとかでもね。

●小山田副会長 そうですよ。あれはね、参加者もきちっと運営されてるから、もっともっと広がってもいいんじゃないかなって感じはしますよね。

●栗山会長 具体的にはそういうようなこと進めてもらう形ですかね。

●小山田副会長 はい、もう一回、棚卸しをしていただいてもいいんじゃないかなという気がしますね。

●永石委員 情報の共有ということを見ると、市民が情報を得たいというのは、要望があって実現すると、俄然、こう情報に対する感覚がセンシティブになってくるだろうと思うんですよ。ですから、市の方、行政の方でどれだけの情報を吸い上げて、それが何といたしますか、できれば具体化するような形で持っていければ、「要望すれば、こういうことできるんじゃないか。」というようなことになってくると、相互に情報の共有っておのずと進んでくるのかなと思うんですよ。かといって、じゃあ、要求を全て吸い上げて広報できるのかというと、多分、それ、実現できない部分があるんで。

その辺のフィルタリングをどうするかって結構大事なのかも分かりませんが、できるだけ、こう。出したがゆえに無視されたんであれば、情報の共有じゃなくて、もう行政は知らないよという話になってしまうんで。積極的に市民の意見とか考え方を行政に反映させるんであれば、要望を吸い上げるシステムというのも、もう少し充実させて、それを何といたしますかね、直接、要望した、例えば町内会であれば町内会にこういうことが示されました、できた、できませんでしたよとか、そういうフィードバックの何というんですかね、サイクルを作っていくような。

●小山田副会長 流れというかね、ええ、そうですね。

●永石委員 うん、そういうようなことをちょっと政策的にやってみればどうかなと思いますよね。

●小山田副会長 はい。メディアを増やす、ホームページとか、広報とか、なぜ増やしてるかという、ちゃんとコンテンツが行き渡るかどうかというために増やしてますから。

●永石委員 そうですね。

●小山田副会長 その中身のね、やり取りが。

●永石委員 今の日本の何かクールジャパンなんか言われてますけど、こういうものっていうのは、日本は情報発信しなくても勝手に向こうが取ってくれるんですよ。ネット空間で情報があれば、それを得たい人が勝手に入手して、仲間を増やしたいんで、それをまた

載ってみるとか、紹介するとか。要するに、昔からあった口コミというんですかね、そういうようなものがネット空間で幾らでも広がってくような時代なんで、そういう意味からすると、何かこう、行政に関心を持ってもらうような情報の吸い上げ方というのが、やっぱり結構大事かなって気がしますけどね。

●小山田副会長 3年前に1度やられたやつをもう一回ちょっと精査というか、見ていただくと。3年間で大分、変わってますからね。

●永石委員 多分ね、市民にとって必要な情報、必要でない、関心ないものは全部無駄な情報でキャッチアップできないんだと。

●小山田副会長 情報公開条例11年ということも、個人情報保護法前後のあれで、ちょっとされたと思うんですけど、コンテンツの方で見ていただければということで。

●栗山会長 分かりました。4条は大体これで、このままでよろしいでしょうか。よろしいですか。そしたら、5条に進めさせていただきます。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第5条は市民参加です。まちづくりの基本原則の一つである市民参加を進めていくために、具体的な市民参加の方法を市民参加条例で定めています。市民参加の方法は、各審議会等、ワークショップ、住民説明会、市民向けセミナー、市民政策提案制度、パブリックコメント（市民意見提出手続）、まちかどミーティング、とま★ボ（意見箱）、団体要望などがあります。説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。これにつきまして、御意見等がございますでしょうか。JC（青年会議所）さんは、いろいろ提言されていると思いますが、丹治委員はどうですか。

●丹治委員 そうですね、私たちはまさにそういう形で提言したりなんなりという運動をする団体ですので、行政に対してもそういうことをお話をさせていただいたりですとか、協力をしていただいたりもしますけれども。本当に一般的な、一般的なという言い方したらおかしいですね、本当に自由に市民の方が参加できるようにするというと、なかなか行政サイドでは、「間口を広げますよ。」ということしか言いづらいんだとは思いますが、何かこの市民の意識を高める方法みたいな部分というのも、意識を啓発していくというんですかね、そういう必要性というのも少しあるんじゃないかなというふうには思います。

●栗山会長 そういう認識に立つということですね。はい、ありがとうございます。他にございませんか。

●永石委員 すみません。市民の参加というのですが、この場合はどの段階で参加するとか、そういった問題も多分、出てくるのかと思います。要するに、主体的に活動したい人間は、何だろう、計画にも参加したいという場合もあるでしょうし。

●小山田副会長 参画ですよ。

●永石委員 ええ、参画ですね。じゃなくて、行政参加というような場合もあるでしょうし、その辺の参加というものをどのように捉えるのかというのも、条文じゃないですけども、きちっとその辺のあれを何というんですかね。多分、参画の方のあれを増やしていくと、多分、関心は高まるのかなという気はしますけどね。必要に応じて参加するのではなくて、自ら作り上げるという市民意識を高めるといふのであれば、参画みたいなシステムがそこにあるとなると、「俺がこのまちを変えるんだ。」という意識の人間は積極的に仲間を集めているいろいろな活動するんじゃないかなと思うんですよね、JC（青年会議所）さんのようにね。いかがでしょうか、その辺は。

●栗山会長 この（3）番（苫小牧市自治基本条例第5条第3号）辺りのお話でしょうかね。

●永石委員 ええ。

●栗山会長 これは、ま、たこのままで。そうしたら、よろしいですか。

●永石委員 情報でいろいろだと思うんですね。

●栗山会長 そうしたら、次に進んでよろしいでしょうか。じゃあ、6条お願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第6条は住民投票です。住民投票により市民の意思を確認する制度については、住民投票条例で定めています。

第6条では、「住民投票は、直接、住民の意思を確認するもので、投票結果はとても重要なものと考えており、市は必ず投票結果に従う必要があると考えます。第2項では「結果を尊重するものとする。」との文言を使用していることから、市は投票結果と違う意思決定ができると思われるため、ここで使用されている「尊重」という言葉はふさわしくないと考えます。」との御意見をいただいております。

市の考え方ですが、「住民投票の投票結果が地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束する制度とした場合、地方自治法に規定されている議会や市長の権限が住民投票により制限されることとなります。そのため投票結果に「従う」とした場合、「法律の範囲内で条例を制定することができる。」としている日本国憲法第94条における条例制定権の範囲を逸脱するおそれがあることから、これまで他市町村で制定された住民投票条例は、全て法的拘束力がない諮問型の住民投票条例となっています。」

説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。市から今、この質問に関しまして考え方が示されたわけですが、これについて御意見等があれば、お願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。第7条お願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第7条は協働の推進です。協働は、まちづくりの基本原則の一つであり、市民だけでは解決できない公共的な課題に市民と市が協力してまちづくりを行います。また、協働に当たっては、市民の自主的・自立的な活動を尊重するとしています。協働の推進に係る取組として、協働に対する市職員の心構えを示した「協働ガイドライン」の策定、公共サービス民間提案制度、民間企業等との

連携協定などがあります。

第7条では、「協働に対する市職員の心構えを示した「協働ガイドライン」はありますが、市民が協働の相談をしたいときにどうすればよいか知ることができる市民向けの協働ガイドラインもあってほしいと感じました。」という御意見をいただいております。市の考え方ですが、「現在、市民向けの協働ガイドラインを作成する予定はありませんが、市民が協働の相談をしたいときには、協働・男女平等参画室で相談を受け、各課との調整を行い、協働の推進を図っていきます。」

もう一つは、「必要な措置を講じるよう努める」とありますが、町内会の課題等を考えると、市はこの規定を意識していないと感じます。」との御意見をいただいております。市の考え方ですが、「協働してまちづくりにおける課題の解決を図るための必要な措置には、多様な措置が想定されています。例えば、まちかどミーティングのような町内会と市の意見交換や、協働についてのセミナーの実施、町内会への補助金、助成金による支援など、現在、既に実施しているものもありますが、今後も各取組や条例の趣旨についてのお知らせを行っていく必要があると考えています。」

説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、御意見等がございましたらお願いをいたします。ボランティアの考え方から伴辺さんどうですか。

●伴辺委員 私、実は町内会の役員、去年やってたんですけど、今年やめたんですよ。そしたら、まちかどミーティングの役員会のときに必ず案内があつて、行かなきゃなんないなと思って手帳に記入します。今年行きそびれました。民報見て、あっ、終わってたなという、そういうのがあつて、意識的なものがあれないの、ボランティアのところは興味のあるものに関しては行くんですけども、それ以外のところは見失うみたいなのところがあるので。あと、協働ってちょっと難しいですよね。言葉ではすごい美しいんですけども、その辺の意味がよく皆さん理解されているかどうか。ここにまとまっていることでいいといえいいんでしょうけども、何ともいえないですよね、大変ですけどね。

●栗山会長 社会福祉協議会の面からどうでしょうか、いろいろとあると思うんですけど。

●伊藤委員 そうですね、僕はここに関しては分かんないなって。自分としての考えがまとまらないので、今日、読んだばかりなんですけど、昼間、ちょっと読んで、ここだけはちょっと整理がつかなかった部分なんですよね。そこはちょっと。

●栗山会長 難しいってとこですよ。

●伊藤委員 はい。

●栗山会長 町内会はどうですかね。

●板野委員 はい、町内会全体を見まして、地域によって災害に対する住民の意識というのは相当変わっているんですね。具体的に申しますと、この一、二年、地球温暖化による自然災害が猛威を振るっている。北海道に月3つも台風が上がるとかですね、例にないほど。それから、9月6日の胆振東部大震災は私の人生の76年の中でも初めての体験で、非常に想定外の自然災害があります。

その中で鉄南地区と鉄北地区での考え方が大分違うんですね。やっぱり苫小牧市、この鉄南地区というのは、やっぱり津波災害が一番恐怖を感じております。私は日吉町の住まいなんですが、光洋町から西の地区はですね、残念ながら高い建物がありません。光洋町は光洋中学、大きい中学校がございます。それから、その後ろに中央高校がございますね。ですから、2階、3階活用すればですね、津波の対策というのは町内でいけると思いますが、日吉町というところは、隣の永福町、それから有明、それから糸井を含めた、これ合わせますと約1万人います。これの中で、そんなにいない、1万人はいませんですね、6,000人ぐらいいますか。その中で、糸井小学校1つしかないんですね。糸井小学校というのはマックス2,000人なんです、幾ら詰めても。そうなりますと、本当に避難所というのがない。

それで、昨年、苫小牧市の大規模避難訓練、日吉町が中心に指定されまして実施いたしました。避難場所というのはないですね。桜木町のあそこ何だ、何小学校だっけな、北星小学校まで避難場所になってるんですよ、海拔から想定しまして。そうしますと、有明町、それから糸井の方々って約2キロございます。近いところで1キロあります。ところがですね、踏切、それからJRの線路ありますからね。踏切1つと、それから光洋町の日吉町の陸橋、2つしかないですからね、大変なですね、まず車は混乱。それから、市道歩くにしてもJR渡れませんから、それを考えますとですね、高齢者の社会において非常に高い建物ないというのに一番恐怖感を感じてるのが私らの地域なんですね。それで、まちかどミーティングにおいてもですね、市長に要請をしております。

そんな中で、西ばかりじゃないんですよ、東は勇払地区もそうですね、真砂も共通、あれは共通のあれがあるんですけどね。やっぱりそういうもう少しその前向きな対応を計画的に。すぐにやってくれとは言いません、これは財政の問題もありますから。そういうことをちょっとアナウンスいただくだけでも、大変助かるのではないかな。そのことをちょっと触れてこういう質問をしておるわけなんです。例えば大成町とか弥生になると高層がありますね、共有部分がありますからね、ほとんどの方が使用できるんですね、津波に対してはですね。ですが、本当にあれです、皆さんも多分、西の方、車でお通りになることあると思いますけども、全く糸井小が高いところは何もありませんから。そんなことを含めて、私の町内ばかりでなく、近隣の町内のやはり心配事ということがですね、常に意見を言われるものですから、そんなことで質問してみたんですね。はい、そういうことでございますので、よろしく願います。

●栗山会長 津波に関しては到達時間が結構あるんだよね。

●板野委員 30分、40分。

●栗山会長 ぐらいあるんですよ。

●板野委員 はい。ところが高齢者の多いまちでしてね、まず無理ですね。あるお年寄りには、私に、「会長、私はいいから、もう」。80代のおばあちゃんが言います。「会長、私は放っておいていいから。」って、「私、家と一緒に流れていくからね、私、迎えに来ないで、他の人、迎えに行ってやって。」って言われますけどね。本当に寂しい会話をするようなあれなものですからね。やっぱり将来の、先ほど言ったさっきのまちづくりの問題もありますからね。そんな中で、やっぱり安心・安全にするまちづくりというのはですね、是非、ひとつ。

これはもう、町内会の力でできるもんじゃありませんからね。ですから、先ほど言

ったような、私は常に行政と対等なあれじゃなくてね、我々はやっぱりね、行政主導に基づいてまちづくりに協力する立場なんだというのは、常にそういう意識でいるものだからね、こういう質問が出たということで御理解いただきたいと思います。以上です。

●栗山会長 ありがとうございます。条文に関しましてはこれの変更をするということは必要ありませんか、よろしいでしょうか。

それでは、第7条から第8条の方へ移りたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 第8条は市民の権利です。自治体を構成する主体であり、主権者である市民の権利について明らかにしています。また、第1項の規定については市民参加条例、第2項の規定については情報公開条例で具体的な内容を定めています。説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。この条文に関しまして、皆さまの御意見等がございますか。よろしいでしょうか。それでは、次、第9条にまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第9条は市民の責務です。自治体を構成する主体であり主権者である市民の責務について明らかにしています。

第9条では、「第2項の、「将来の世代に配慮する」との配慮とはどのようなことを指しているのか。また、市民に次世代のことを考えた発言や行動を求めるならば、「努めるものとする。」ではなく、「努めなければならない。」というような義務的な表現の方がよいと思います。」との御意見をいただいております。

この回答ですが、「まちづくりの取組は、将来の世代に影響することがあります。仮に大型の公共施設を建設することになった場合には、市民の皆さんから御意見をいただきながら建設を進めていくこととなりますが、完成した施設の使用や維持費の負担については、将来の世代にも関係がありますので、そのような将来の世代への配慮を指しています。第13条「市長の責務」では、全ての条文で「ならない。」という義務的な表現を使用していますが、第9条の「市民の責務」で「努めるものとする。」という表現を使用しているのは、法律によりまちづくりの権限を付与されている市長とそうではない市民とを比べて、市民に対して義務的な表現を使用することが適切ではないとの考え方によるものです。」

説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。それでは、御意見等をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、第10条に移らせていただきたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第10条は議会の役割です。議会は、市の重要な意思決定と市長等の事務の執行を監視する役割があります。

第10条では、「議会は、市の意思決定をする機関と理解してよいですか。市の意思決定に基づく施策等の評価や管理をするのが議会と考えると、意思決定機関とは違うのではないのでしょうか。」という御意見をいただいております。

この回答についてですが、「議会は、普通地方公共団体としての市の意思を決定する（議会で議決する）機能があることから意思決定機関とも呼ばれています。また、市長等は、普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し執行します。そのため、普通地方公共団体としての市の意思決定は議会で行われ、それを執行していくのが市長等となります。」

もう一つは、「第2条に、「市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。」とありますが、行政と議会がそれぞれ別の機関として独立性を持っているのに、ここで一緒にしてしまうのはなぜですか。条文の「市」の中に議会も入り、意思決定機関となると、選挙で選ばれた市長の権限、意思決定が、ないように見えてしまうのではないのでしょうか。」という御意見をいただいております。

この回答ですが、「仮に議会と市長等を別々に定義すると、この後の条文に出てくる「市」を全て、議会と市長等とに別々に規定する必要が出てくるといった立法上の技術的な問題があることから、「市」の定義に議会も含めています。なお、地方自治法では、組織に関する事項が定められており、普通地方公共団体としての市には議会を置くことや、市長等の執行機関の組織についても定められています。」

説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

特に御異存がなければ、次に進めさせていただきます。それでは第11条をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 第11条は議会の運営です。市民の信託に応えるため、議会の運営に関する基本的な事項を明らかにしています。議会についての情報を提供する方法としては、本会議や委員会の公開はもちろん、インターネット等による中継、市議会だより、市議会フェイスブックなどがあります。説明は以上です。

●栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等をお願いいたします。

よろしいですか。それでは第12条にまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 第12条は議員の責務です。議会の構成員として活動を担う議員の責務を明らかにしています。議員には、市民の信託に応えるためにその職務を誠実に果たすことが求められていることを確認しています。市政に関する調査研究では、他市町村への視察などがあります。説明は以上です。

●栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等をお願いいたします。

よろしいですか。それでは、第13条をお願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第13条は市長の責務です。市の代表者として市政運営に当たる市長の責務について明らかにしています。第2項に関する取組として、市長は毎年度、市政方針を公表するとともに中長期の方針として、苫小牧市総合計画を策定し、公表しています。説明は以上です。

●栗山会長 はい、この条文につきまして、御意見等がございませうか。

よろしいでしょうか。それでは第14条にまいります。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第14条は、執行機関の責務です。執行機関の責務について明らかにしています。市が行う仕事は、基本的に市長及び各執行機関の活動を通じて行われることになるため、執行機関の責務を確認するものです。市長を除くとしているのは、第13条で市長の責務を規定していることによるものです。説明は以上です。

●栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

●永石委員 私もさっきの12条の兼ね合いでちょっと気になったのが、市民の信託というんですけど、この場合の市民の信託というのは、総体としての市民というのを想定した条文になってるんですか。市民といった場合には、苫小牧市民って大きな団体、団体っていいですか、人間という形の市民というのもありますけれども、個々の、実際に要望出すのは多分、一人一人の市民でしょうから、その辺のこの場合、市民の信託といった場合の市民というのは、私は総体的な市民というふうに読んでるんですけど、その辺は、いかがなんでしょうか。

●栗山会長 法人も含めたということですよ。

●丹治委員 2条に定義がある市民なので、法人とかが入った市民ということでもいいんですよ。

●永石委員 入ってる、入ってます。うん。その場合で、もし個人うんぬんということになってくると、多分、信託に應えるというのですから、要望という意味でロビーみたいなもののあれがね、市政に影響するようなことが出てくるのかなというちょっと危惧感があって。アメリカはそれで非常に今、混乱しつつあるような状況なものですから。何と申しますかね、条文って抽象的なんですけども、想定されてる市民というのはどんなものかなってちょっと気になったものですから。

●栗山会長 事務局、どうですか。

●永石委員 何と申しますか、行政体が小さい場合は議会の議員さんなんていうのは、ある意味では御用聞きみたいな、いろんな要望を聞いて、それを実際に何と申しますか、行政の中に生かすという、そういう感じの議員さんは非常にやってるんだと思うんですよ。そうなった場合に、何ですかね、特定の利害関係者というものの意見が市の行政に反映されるだけだと問題があるのかなという感じが、その辺どうか。ちょっと今、条文見ながら。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 解釈としては、先生の捉えられている総体としての市民というような考え方のもとでこの条文は作っているって読むのが自然な読み方だと思います。

●永石委員 そうですね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） ですから、この条文によって、ロビー活動を助長するというような規定では、当然、ないということです。

●永石委員 当然、ないですね。だから、そうだろうなと思って質問したんですけど。ただ、捉え方で市民といった場合、実態とすれば、多分、個々の人間、自然人、もしくは法人というのかね、想定されるわけで、それと団体、何と申しますかね。

○事務局（中村市民自治推進主幹）　そうですね、日本国憲法の中で「全体の奉仕者」というか「公共の福祉」とか、そういうときに、国民一人一人という考え方ではなくて、全体のという考え方が基本にありますので、その延長上で考えたときに、この市民を特定個人と読むのは、ちょっと難しいものと考えています。

●永石委員　そうですね。分かりました。

●栗山会長　よろしいですか。

●永石委員　大丈夫です。

●伴辺委員　そういうふうに深く考えなきゃなんないんだなって、今、考えました。そうですね、本当にね、そういう意味で捉えなきゃ駄目だというふうにね。

●永石委員　ですから、こういうあれで、文言はそのままになりますけど、それをどう理解するかという確認作業をやっておかないと、ずっと、それがひとり歩きしちゃいますんで、その辺の注意は常にチェックしておく必要があるかなど。

●栗山会長　条文については、このままでね。

●永石委員　はい、条文はこのままでいいです。

●栗山会長　それでは、第15条にまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査）　第15条は職員の責務です。市民の信託を受けた市長の市政運営を日常的に執行する職員の責務について明らかにしています。説明は以上です。

●栗山会長　はい、これにつきまして、御意見等がございますか。
よろしでしょうか。それでは、第16条にまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査）　はい、第16条は説明責任です。市は、市政の情報を分かりやすく説明する責任があります。この説明責任は、市民と市の信頼関係を築くために最も大切な責任となります。市が行う会議等は原則、公開であり、会議等で話された内容は、議事録として公表しています。説明は以上です。

●栗山会長　はい、これにつきまして、御意見等がございますか。
よろしでしょうか。それでは、次、第17条に進みます。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査）　第17条は総合計画です。基本構想を定める法律の義務付けはなくなりましたが、基本構想を定め、その実現を図るための計画を定めるものとしており、苫小牧市総合計画で基本構想や基本計画が定められています。説明は以上です。

- 栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等がございますか。
よろしいでしょうか。次、18条にまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 第18条は健全な財政運営です。市政運営の基本となる予算、決算及び財政運営の状況を市民に分かりやすく公表します。財政に関わる資料として、財政基盤安定化計画、財政健全化指標、予算、決算資料、財務書類などを市のホームページで公表しています。

第18条では、「第4項に「必要に応じて」となっていますが、近年に行ったものほどのようなものがありますか。」との御質問をいただいております。この回答ですが、「専門家による財政診断は、これまで実施したことはありませんが、外部監査契約については、財政健全化法第26条第1項の規定より、平成21年度に自動車運送事業会計（平成23年度末で会計廃止）において、個別外部監査契約による監査を行っています。これは、財政健全化法において、対象とする財政指標が国により定められた基準以上となった場合に、個別外部監査の実施が義務付けられており、基準以上となったことから実施したものです。実施する基準は具体的には定めていませんが、自動車運送事業会計の例と同様に、健全化判断比率などの財政指標が悪化した場合には、外部監査を実施することになると考えています。」

説明は以上です。

- 栗山会長 はい、ありがとうございます。この条文につきまして、御意見等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。それでは19条お願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第19条は出資法人等です。苫小牧市には、地域における公益性や政策的な観点から、出資や運営費の補助あるいは職員を派遣しているいわゆる出資法人等があり、市が出資等を行っている法人等の状況を定期的に公表しています。

第19条では、「出資法人等にはどのような法人がありますか。また、出資法人等の「等」にはどのようなものが入っていますか。」との御質問をいただいております。この回答ですが、「出資法人等には、財政的関与を行っている法人等（市が出資、出捐、及び法人等の管理運営に要する費用に対して補助金を支出している法人等）や人的関与を行っている法人（市が、法人等の管理運営のために、政策的な目的から、職員を派遣する形で関与している法人等）があります。また、法人等とは、法人や法人を含む団体（法人格のない団体を含む。）のことをいいます。

もう一つは、「第1項に定期的に公表、第2項に調査及び検討を行うとなっております、「定期的」の期間はどのくらいですか。」との御質問をいただいております。この回答ですが、「第1項については、「出資法人等の状況の公表に関する取扱要綱」に基づき、毎年、出資法人等に対する市の関与の状況を調査し、公表するものとしています。第2項については、「出資法人等に対する出資等の取扱いに関する要綱」に基づき、市は3年に1度、出資法人等に対する市の関与の継続の妥当性について検討するための調査を実施し、結果を公表するものとしています。」

説明は以上です。

- 栗山会長 はい、ありがとうございます。第19条につきまして、御意見等ございますか。

●伴辺委員 質問してもいいですか。

●栗山会長 はい、どうぞ。

●伴辺委員 市が出資、出捐っておっしゃいましたね。これはどういう意味なんですか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 出捐はですね、いわゆる寄附のような形で一方的に財産を提供するというような形になってまして、出資という方は、例えば株式を取得する形であったりするのが出資という形ですね。なので、出捐は寄附というような形に近いと思います。

●伴辺委員 寄附しちゃうだけのことってあるんですか。寄附だけしちゃうってことあるのですか。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まあ、そういう制度になってるということですね。株式会社であれば出資というのは株券というかですね、そういう権利としての出資ということになるんですけども、財団法人とか社団法人に対してには出資という概念がなくてですね、それを出捐という言葉で表しているというようなことで理解していただければと思います。

●伴辺委員 分かりました。ありがとうございました。

●小山田副会長 NPO法人に対するやつもそうですよね。出捐金ですよね。そうだと思いますが、後で調べてみてください。

●栗山会長 これは全部でどのくらいの数があるんですかね。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 出資法人、市で今、関与をしているのは大体40をちょっと超えるぐらいの法人があります。

●栗山会長 毎年、収支決算、報告されてるんですか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 毎年1回ですね、出資の状況はホームページ上で公表しておりまして、その中で、はい、全部の法人の状況が見れます。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 10月に決算委員会があるんですけども、その中の決算委員会の附属資料、附属資料という言い方というか、参考資料としてですね、出資、出捐している状況について資料化して、予算審議の中でも使ってくださいという趣旨のもとで資料提供はしているということです。

●小山田副会長 結構、他の自治体で出てくるのは出資、出捐団体に対する人的なつながりとか、ですね定年後に、っていう。それを併せて公開してるところも、最近、出てきてますよね。

●栗山会長 他にございますか。条文に関しては、これ、従来のもままでということでしょうか。それでは、第20条をお願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第20条は政策法務です。市は政策を実現するために、条例の制定改廃、法令等の解釈運用等の法務を活用し、まちづくりの課題に適切に対応するよう努める必要があることを明らかにしています。説明は以上です。

●栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等ございますか。
よろしいですか、それでは第21条お願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 第21条は職員の任用及び育成についてです。人材の確保及び育成についての基本的な考え方を明らかにしています。人材の確保、育成に関する取組については、苫小牧市人材育成基本方針の策定や各種職員研修などがあります。説明は以上です。

●栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等ございますか。
よろしいですか。それでは第22条にまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第22条は行政手続です。行政手続に関する共通事項は、行政手続条例に定めています。行政手続は、市政運営上の公正性と透明性を日常の業務執行において確保することにより、市民の権利利益を保護するために、重要な手続となります。説明は以上です。

●栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等お願いいたします。
よろしいですか、それでは次に進みたいと思います。第23条をお願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 第23条は行政評価です。行政評価は、行政活動を評価し、評価結果を日常業務における課題の把握や、課題の改善、予算編成、政策立案などに活用するために実施しています。本市における行政評価は、施策評価と事務事業評価を実施しており、評価結果については公共施設等への資料の設置や市ホームページで公表しています。説明は以上です。

●栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等お願いいたします。
これは、年1回、やっているんですけどっけ。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、毎年やっています。

●栗山会長 よろしいでしょうか。それでは第24条お願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第24条は個人情報についてです。市民と市との情報の共有を推進する場合に特に配慮を要するのが、個人の基本的な人権に関わるプライバシーの保護です。市が保有する個人情報の保護を図るため、個人情報保護条例を定めています。また、個人情報の取扱いを適正に行うため、個人情報保護制度の手引きがあります。説明は以上です。

- 栗山会長 はい、この条文に関しまして、御意見等ございますか。
よろしいでしょうか。それでは、第25条をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第25条は意見、要望等への対応です。市民からの意見、要望等については、速やかに必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならないとしています。市民からの意見、要望等の対応について、市全体に共通する取扱いのルールを定めた「市民の声」取扱マニュアルを作成しています。

第25条では、「市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに」とありますが、町内会活動を見ると、市がこの条例を意識しているのか疑問です。」との御意見をいただいております。この回答ですが、「本条の趣旨は、市民の意見や要望、苦情等への対応について市全体に共通する取扱いのルールを定めるとともに、速やかに調査検討を行い必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならないことを確認するものであり、町内会に対しても同様の対応を行っていく必要があると考えております。」

説明は以上です。

- 栗山会長 はい、これにつきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

- 板野委員 これを質問したのは私なんですけど、町内会としまして、町内会というよりも町内会に関連するのは民生委員というのがおります。それから、交通安全指導員がもちろん市長からの委任を受けています。それから、保護司がいます。交通安全母の会。これら関係する団体からの要望が、私ら町内会に上げられてるんですね。それはどういうことかといいますと、少子高齢化を迎える社会においてですね、やっぱり、もう少し全体的に子供、それから高齢者を保護する必要があるんでなかろうかということなんです。

子供に関しましてはですね、今、例えば公園を例にとりましても、私ら身近な公園の遊具関係というのはもう40年も前の遊具で、今、そういう遊具で遊ぶ子供がおりません。じゃあ、どういうところで子供が遊ぶかという、何ですか、歩道だとかね、それから道路へ出てですね、スケボーというんですか、ああいうもので遊ぶと。交通安全指導員さん、注意しますけど、一向に聞かない。注意するんじゃないかと、そういう時代の変化に合ったようなですね、遊びの場をつくるのが本来の筋じゃないかというのが交通安全の指導員からの要請を受けております。早い話が公園内に1か所でもアスファルトのそういうところがあればですね、子供の遊び場として公園が活用できるんでなかろうかと。今の滑り台とかブランコだとか、そういうものね、子供、使いません。全てやったら、家に帰ってお母さんに怒られるわけですね、ズボン汚して帰りますから。

保護司の方からの関係はですね、やっぱり、今、不登校の問題ですね。それと、最近、はやりの言葉で「子供の貧困」というもの。僕は子供の貧困というのはぴんとこない、親の貧困じゃないかと私は思うんですけどね。そういう中での子供は、非常に健全な、例えば中学生だろうが小学生だろうがですね、不登校になって健全な学生生活を送ってないという。そういうことをもう少し専門家がきちっとした対応すべきじゃないかと。全て学校の先生に任せるのがおかしいんじゃないかというようなことを私の方の町内会の方に要請があります。

それから、あれですね。交通安全母の会という会がございまして、この会は非常に積極的に子供の登校の通学の方なんかするボランティアの団体でやっておりますけども、この方々はですね、やっぱり、「公園整備をもっとしてくれないか。」と、「小さい子供が自転車に乗る場所がないんだ。」というようなね。非常に、まあ、日吉町のことなんですけど、日吉町には大きなあかつき公園って大きな公園があります。半分活用されておられません。

その半分をですね、お年寄りのパークも9ホールありまして、お年寄りが使うだけでほとんど子供が使うような施設になってないんですね。そのことを婦人部とか交通安全母の会から要請されているんですね。

それから、民生委員から要請される問題はどういうことかといいますと、日吉町と光洋町に、今、市営住宅があります。1階の平家、2階建て、いずれも築45年、私の記憶じゃ、もう四十五、六年経つブロックの住宅でございますが、両町合わせて100棟ございますね。非常に日吉町だけ見ますとスラム街みたいになっていますよね。それで、調べましたら、ここは市の方からの表現ですけど、低所得者向けの住宅ということで、ずっとやってるんです。確かに低所得者は分かりますけども、もう少し環境の整備をね、家賃が上がってもいいから環境の整備をして、例えばあの広いところの土地、安いから云々じゃなくて、平家でなくて、それを合理化してね、3棟に上を伸ばせばですね、空中ができるじゃないかと。そこを活用して新しい世代が移住できるような、そんなできるような分譲にすることも一つのまちづくりじゃなかろうかというのが、そういう点がありまして、随所に関係機関にはお願いをしている、近隣の町内会長からお願いをしてる。そんなことからしてですね、ちょっとここでもって苦情的なことを言ってみたんですね。

ですから、なかなか行政さんの立場を考えますとね、それは今年言ってすぐ来年ってこと、そんなことできるわけじゃありません。でも、例えば3年後には何とかというのは、文書的な回答も必要でなかろうかなと。公園等につきましては5年たっても何の反応もございませんですからね、それは、多少、行政上のスピード感というのは民間企業と違って分かりますけどもね。やっぱり、じゃあ、将来的に住民が期待を持てるというか、安心・安全に住めるまちづくりという意識からすればですね、文書による回答も必要でなかろうかなと。そんなことでちょっとこのところ質問させていただきました。以上でございます。

●栗山会長 ありがとうございます。他にございますか。

●小山田副会長 今のお話、スケボーのお話で、そうですね、今、一般の遊具が利用率うんと下がっていてですね、とある本州の市町村ですけど、災害用の調整池、池ですけども、そこにきちっとスケボーのサーキットを作ったんですね。やはり、スラム化して、たむろしてという。その子がもうスケートボード、どんどんやってですね、あと国際級の選手がそこから出たというのがあります。同じように他に使えるとこないかって調べたら、一級河川の河川敷でも高さの制限とかいろいろあるんですけども、それを満たすとそういうスケートボードの施設が作れるというのが分かったんですね。これはそんなに金額かからない、普通に、ちゃんと誘導ができるということで、こういうところで知恵を使ってやっていて。

●板野委員 あかつき公園はね、ちょうど滑れる、ちょうど山もあるんですよ。昔の公園、皆さん、山作ってくれましたから。ですから、今、おっしゃったように、そんな費用かからないから、ちょっと考えればね、子供が安心して遊べる場所ね、時代に合った本当に遊び場ができるなというのが地域のやっぱり小さい子供を持つ、そういう子供を持つお母さんの一つの訴えですんでね、やっぱり耳を貸していただきたいなということから質問させていただきました。

●栗山会長 多分、無視してるわけではないと思うんですよね。回答の仕方を考える必要があるのかなというふうにはちょっと思います。

あれ、補助事業いつ、改修しなかったっけ、あかつき公園。

○事務局（中村市民自治推進主幹） ちょっと分からないですね。

●栗山会長 分からないよね。当初から同じですかね。

●板野委員 改修はないですね。陳情したときの部長さんも退職してしまいました。

●永石委員 これ、25条に関して、今のあれからすると、窓口、多分、一本化できないと思うんですけども、そういう要望を集約して、そこに。だから、プライオリティーを付けられるような、財政的なあれはもう限界がありますから、全部できるわけないんで、要望が上がってきて、市として何を優先的にすべきかということができるような、そういう。条文そのものじゃないですけど、システムというかな、行政を効率的に動かすような25条に関するような形の行政側の制度づくりというのをやっぱりやってもらった方がいいのかなという気がしますよね。

●小山田副会長 そうですよ。例えばスケボーのあれじゃないですけど、若い方にその公園のデザインをしてもらおうとかね。

●永石委員 そうそう。そうですね。

●小山田副会長 やり方だと思うんですよね。

●栗山会長 割と住民参加型でね、やったりしてるまちありますよね。

●板野委員 今年のあれです、市長とのまちかどミーティングで、この市営住宅、道営住宅の話題をもう一度提案させていただきました。市長は答弁いただきませんでしたけど、担当の部長さんからですね、今、民間企業で将来に向けた設計中でございますから、それが明らかになり次第、「文書で回答します。」ということで、まちかどミーティングで答弁ありましたので、近い将来、何らかの反応があるかと思います。楽しみにしております。

●栗山会長 苫小牧、人口の割に市営住宅はやたら多いんですよ。

●板野委員 多いんです、はい。

●栗山会長 ですから、それがまた、財政を圧迫してるんですよ。

●板野委員 そうなんですね。

●栗山会長 それで、なかなか難しいとは思いますがね。

●小山田副会長 FM（ファシリティマネジメント）を考えたらそうですね。ファシリティマネジメントを動かしていかないと。

- 栗山会長 札幌でさえ3万くらいですから。
- 小山田副会長 ずっと減らしましたからね。
- 栗山会長 苫小牧が一時8,000とかですね、多過ぎるには多過ぎるんですよ。そういうのはちょっとあると思うんですけど。
- 伴辺委員 日新町内会もね、今、糸井の団地を建て替えていますよね。
- 板野委員 そうですよ。
- 伴辺委員 前は本当にね、全然、空いているところも多くて、例えば訪問しても怖いんですよ、そういうところに行くのは。今はちょっと見晴らしもよくなって、何年計画ということなんですけども、すごくよくなっていますね。
- 栗山会長 割とひとり暮らしの人が多いんですよ。
- 板野委員 そうですね。
- 伴辺委員 あかつき公園、私、昔、近くにいたので、水たまりがありますよね、水で遊べる場所。
- 板野委員 あそこね、今ですね、風が吹くとごみためになっています。要らないんです、水もためてませんから。
- 伴辺委員 子供たち、昔、遊んでましたけどね、あそこでね。
- 板野委員 全く子供はありません。でも、老人クラブと婦人部が定期的にボランティアでゴミ拾い清掃してくれますから、ちょうどくぼんで。元は池だったんですよ。
- 伴辺委員 そうですね。
- 板野委員 もう、必要ないんですよ、もうね。行って遊ぶような子もいません。もったいないですよ、半分、死んでいますね。せつかく公園があつてね、学校があり、近くでは中学校あり、それから高校もありましてね。アクセスいいところだから、今の市営住宅ね。もうちょっと改良しますと、土地ね。もったいないですよ、活用すると。糸井駅も近いしね、いいところなんですけどね。
- 栗山会長 近隣公園、地区公園かな。結構、大きい公園なんですけどね。
- 板野委員 大きいです。

●栗山会長 条文に関してはこのままでいきたいと思います。プライオリティーというか、説明責任の方でいろいろとうまくやる手段を使った方がいい。

あと、26条にまいりたいと思います。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第26条は危機管理です。台風、地震などの自然災害や自然災害から誘発される事故などに迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制の整備に努め、市民の危機管理に対する意識の向上を図ります。具体的には、苫小牧市危機管理指針、苫小牧市地域防災計画、苫小牧市防災会議、防災出前講座、災害時の連携協定などにより行われています。説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。第26条に関しまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、第27条お願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第27条は他の市町村等との連携協力です。広域で連携・協力して行うことが効率的な課題について、協力して問題解決を図ります。他市町村等との連携協力については、東胆振定住自立圏共生ビジョン、北海道新幹線×nittan 地域戦略会議、災害時の連携協定などがあります。説明は以上です。

●栗山会長 はい、ただ今の条文に関しまして、御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

今回の災害では、特にこういう大きな問題はなかったのですか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 他市町村との連携協定という部分では、苫小牧市より被害の大きかった安平ですとか厚真とか、あとむかわですね。こういったところに苫小牧市の職員も災害の支援に派遣で行っていたというような形もありますので、そういった協力とかは行っています。

●栗山会長 ありがとうございます。

それでは、次の条文に移らせていただきます。第28条、お願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第28条は条例の位置付けです。本条では、この条例の位置付けについて明らかにしており、この条例の趣旨を最大限に尊重することを義務付けています。

第28条では、「第2項に「他の条例等とを体系的に整備する」とありますが、最近、話題になっている町内会活動や地域コミュニティの推進に向けた条例等も、これに含まれますか。」との御質問をいただいております。

この回答ですが、「本条は、自治基本条例を条例及び規則等の体系の根本として位置付け、他の条例を体系的に整備する趣旨の規定であり、仮に地域コミュニティの推進に向けた条例等を制定する場合についてもこれらの体系の中に条例が位置付けられることとなります。」

説明は以上です。

●栗山会長 はい、この条文につきまして、御意見等お願いをいたします。

よろしでしょうか。それでは、次の条文に移ります。第29条お願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、第29条は条例の見直しです。自治の課題は、社会経済情勢の変化や時間経過とともに変化していくものであることから、このような社会情勢の変化に対応できる条例とするため、4年を超えない期間ごとに必要な見直しを行います。説明は以上です。

●栗山会長 はい、ただ今の第29条に関しまして、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、第30条にまいります。

○事務局（吉田市民自治推進課主査） はい、第30条は市民自治推進会議です。市民自治推進会議は、この条例の運用状況を市民の立場から見守り、条例の適正な進行管理を図るため、設置するものです。説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。この条文に関しまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、その他に関して説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 最後、その他でいただいた御質問ですが、「この自治基本条例や「人間環境都市」という苫小牧市の理想の都市像が市民に知られていないのが残念です。多くの市民に理解されるようになってほしい。市が情報発信しても、受け取る側の市民の関心が低いと浸透していかないので、市民に関心を持ってもらえるような工夫や仕掛け、斬新なアイデアがもっと必要だと思いました。」という御意見をいただいております。市の考え方ですが、「自治基本条例の趣旨や人間環境都市という苫小牧市の理想の都市像については、多くの市民に知っていただきたいと考えています。今後も出前講座などを継続するとともに、様々な機会の中で広く市民にお知らせしていく必要があると考えています。」

もう一つは、「前文の2行目、「製紙工場の立地や」と文が続いていますが、読んでいてその部分違和感を感じます。」という御意見をいただいております。市の考え方ですが、「前文については、まちの成り立ちやこれまでの発展の経緯を確認するとともに、制定の趣旨を明らかにするために設けております。」

最後になりますが、「議論を重ねて作られているため、非常にスマートにまとめられている条文だと感じました。現時点では、条文自体の見直しが必要な点は見当たらないと感じました。」という御意見をいただいております。

説明は以上です。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。その他に関しましても、皆さまから御意見ございますか。

●永石委員 これ、立法趣旨っていいですかね、人間環境都市というのが浸透しない理由もあるのかなという感じもしないでもなくて、時代とともにまちの在り方というのは変わっていくということを考えたときに、どうでしょうか。ちょっと未来的なとか、ものというのは考えてもいいのかなという気がしないでもないんですね。

●栗山会長 もう大分、40年以上。

●永石委員 環境が悪いときに環境がいいまちづくりを目指した。これからはそういうものがほぼクリアされた中において、じゃあ、何をまちの理想とするのかなといったときに、ちょっと時代的な経緯というものを配慮して、その辺の何でしょうかね、在り方というか、理想とするもののイメージというのは、ちょっと変えた方がいいのかなって気がするんですよ。

●栗山会長 また次のステージへというかということでしょうかね。

●永石委員 ええ、次のステージ、そうですね、ええ。

●栗山会長 分かりました。御意見ありがとうございます。他にございますか。

●伊藤委員 いいですか。

●栗山会長 はい。

●伊藤委員 市民自治推進という、つまり、自治への市民参加という視点でちょっと2つほど質問したいんですけど、質問というか意見ですね、させてもらいたいんですけど。

25条の意見、要望等についてという、この条文に関しては、市が行うという、誠実に対応するという市が行うこととしての条文というふうな理解になると思うんですけども、例えば今、板野会長がいろんな町内会の要望とか、私、話を聞いてて公営住宅の土地のことなんかは、いい考えだなと思ったり個人的にはしたんですけども、住民参加、市民参加ということを考えたときに、そういういろんな考えを市に、それは市長だったり議会だったり行政だったり、いろんなところに提案をしていくという、もしくは要望していくという、それも当然、市民参加なわけですよ。そういうところの、「そういうことができますよ。」というのか、すみません、言葉が見つからないんですけども、「やることができますよ。」とか、そういう、「何かあったらそういうことを出しましょう。」とかというような条文がちょっと見当たらないという部分があると思うんですよ。なので、そういうものを新たに追加するというのは、例えばどうなのかなというものが1つの意見ですね。

もう一つは、先ほど情報公開のところちょっと話が少しいろいろ話が錯綜しましたがけども、情報公開と情報提供というのは、やっぱり、若干、情報を出すという意味では同じなんですけど、情報公開というのはあくまで求められたものに対して出していくものなんじゃないかなと。だけど、情報提供するというものに関しては、求められなくても市民にいろんな形で周知していくという、そこというのは似たようで若干違うんじゃないかなって。ここが同じような位置付けに考えていると、先ほど話出たようなですね、住民側が何というのかな、市がいろんな形で情報発信しても受ける側が興味を持たないとなかなか伝わらないとか、そういったものにもなっていくと思うし、やっぱりすみ分けをするというのはどうなのかなというふうになんかちょっと意見として思ったんですけど。

それと、例えば今みたいな条文を追加するとかということになると、やっぱり条例なので、多分、かなり変えることってすごく重たいことだと思うんですけど、ここで聞くべきことじゃないのかもしれませんが、もし、これを変えということになると、どれぐらいの手續があって、どのぐらい大変なことなのかということが、ちょっといまいちぴんときてないところが正直あるので、多分、議会とかで提案されて審議されて変えていくということになるのかなというふうには想像できるんですけども、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まず、25条の条文の関係ですけれども、この立法趣旨というのは、市は市民からこういう要望ですとか提案がなされたときにはしっかりと速やかに対応していくということは、これは行政の基本的なルールの一丁目かと思えますけれども、「それを確実に行ってください。」ということを改めて確認するための部分になります。

それで、要望ですとか提案ですとか、当然、個人が窓口に来て要望を出すようなケースもありますし、団体さんが団体からの要望という形で市長の方に提出されるようなものもありますし、また、市民参加条例の中では政策提案制度というものがあって、10名以上の署名を添付して、「こういう政策を実現してほしいよ。」というような提案もあります。ですから、まず、条文に全てが、何ですかね、意見を提出するための項目が条文として書き込まれなければ、それが行われていないのかということではなくて、さまざまな方法でそういうツールというものはある中での25条の総括的な作りだということが1点目のお答えになります。

それから、2点目の情報公開と情報提供なんですけれども、これは同じ条文で規定はしておりますけれども、情報公開というのは、基本的には情報公開条例に基づく文書開示請求を想定しているものです。ただ、情報の共有を主としてうたっている以上、請求があったものに対してだけ情報を開示していくことで情報共有がなされているかということ、決してそういうことではなくて、平常時の業務として、例えばリーフレットが置かれているとか、窓口に来たら開示してはいけない非開示情報を除いては当然開示をしていくし、なおかつそれは分かりやすい方法で提供していくということが望まれている制度の中での情報提供ということになります。ここは情報公開というのは別に条例で定めるところによりというからくりになってますけれども、それは開示請求を想定していると。それ以外のSNS等も含めての情報提供も入ってくると思いますが、それが一般的な情報提供、情報共有をどのように進めていくのかということでの情報提供という考え方になります。

それから、3点目の条例の改正の手続はどういうことになるのかということですが、基本的には私どもはですね、その条文が改正されなければ市政として実現できないような決定的な不具合がある場合に条例の文言については改正をすべきでないかということが基本的な考え方になります。それで、この審議会の中で仮に、「条例のこの部分についての条例の改正をすべきだ。」という答申をした場合においては、自治基本条例、それを受けて条例の改正が必要になるのかどうかということをして市の方でも判断をしていくこととなりますが、基本的には議会にかけていく前に市民参加手続をとることになります。具体的には住民説明会のようなものを行って、なおかつパブリックコメントにより1か月間の市民からの意見、この改正は本当に妥当なのかどうかという意見をもらって、議会の方に提出していくということになります。ですから、この審議会で出される答申というのは大変重たいものだというふうに理解をしております。以上です。

●栗山会長 よろしいでしょうか。

●伊藤委員 すみません、例えば25条のことに関しても、ただ、私が今言ってる2点のことに関しては、条例としてなければいけないものじゃないというふうには、自分もですよ、考えているわけですよ。考えているとしての意見なんですけども、例えばそういう何というのかな、例えばさっき私も意見にちょっと出しましたけど、言葉遣いというか、言葉遣い、何というんですかね、義務的な表現にした方がいいんじゃないとか、そういうところにもつながるんですけども、やっぱり市民がこの条例を見たときに、自分たちの

権利として、役割として、例えばそういう要望を出したりとか意見を言ったりとかということができる立場なんだということを示す意味では、そういう意見、要望が市民としてすることができるんだよというような条文があるということが、一つ市民の受け取りとして重要な部分ってあるんじゃないかなというふうにちょっと思うんですよね。それは2点目の情報公開ということに関しても、情報公開と今説明があったことに関しては十分理解してるつもりです。ただ、この条文を分けるということが、市民にとって自分たちの責務、責務というのかな、「役割としてこういう権利があるんだ。」こういう何ですかね、「市民参加としてできるんだ。」ということを知ってもらうためには切り分けた条文にした方がいいんじゃないかなというちょっと意見。ただ、今の条例改正についてのそういう手続をするほどのメリットがあることなのかということについては、私もちょっと自信はないんですけど、そういうことでちょっと3点続けて質問させてもらったんですよね。

●栗山会長 よろしいですか。

意見の取り扱いについては、どうしたらいいですか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 今回、一通り第30条まで御審議いただきましたので、次回の推進会議の中では、今回、出された意見を事務局の方でまとめさせていただきます。それを基に最終的な条文の改正の必要性の有無ですとか、答申の方向性など、そういったものを改めて次回の推進会議で決めていければと考えております。

●栗山会長 ありがとうございます。よろしいですか。

(3) その他

●栗山会長 それでは、その他について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、その他ということで、次回の推進会議のですね、日程を決めれば決めてしまいたいと思っているのですけれども、今回の会議の中でいろいろと出していただきました意見等をまとめてですね、資料を作りたいと思いますので、1月の下旬から2月上旬でどうかと事務局では考えていますが、委員の皆様どうでしょうか。

【2月5日（火）を開催予定日とした。】

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） いつものように、開催のお知らせを皆様に送付させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。事務局からは以上です。

●栗山会長 それでは長時間に渡り、熱心な御議論いただきありがとうございます。本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

3 閉会